

●香川県告示第231号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、併せて同条第2項の規定に基づき新たに道路の区域となった道路の部分の供用を開始するので、同条第1項及び第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成23年5月31日から同年6月21日まで一般の縦覧に供する。

平成23年5月31日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 道路の種類 県道（主要地方道）
- 2 路線名 寒霞溪公園線（29号）
- 3 道路の区域

区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
小豆郡小豆島町神懸通甲206番 4地先から	前	13.0~63.5	900	平成18年香川県告示第 506号及び平成19年香 川県告示第286号で変 更した区域の一部
小豆郡小豆島町神懸通甲2480番 2地先まで	後	13.0~63.5	900	

- 4 供用開始の期日 平成23年5月31日